

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十九条の二第二項の規定に基づき、火災の発生のおそれの少ない室を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

火災の発生のおそれの少ない室を定める件

第一 令第二百二十九条の二第二項に規定する建設大臣が定める火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号に掲げるものとする。

一 不燃性の物品を保管する室その他これに類するもの

二 機械室

三 便所

四 通行のみに利用される廊下、階段その他の通路（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第二百二十九条第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに限る。）

附則

1 この告示は、平成 年 月 日から施行する。